

第6回（2021年度）認定管理栄養士・認定栄養士の認定にかかる審査の実施要項

1. 認定にかかる審査の手続きについて

目的

この要項は、認定管理栄養士並びに認定栄養士の制度に関する規則に定める認定を行うため、2021年度における手続きについて定める。

なお、今後、運用については順次改訂をしていくこととする。

2. 認定の流れ

認定管理栄養士・認定栄養士の認定にかかる審査は、①申請書類の確認：資格審査（書類審査）、②一次審査（筆記試験）、③二次審査（事例報告の考査）により合否を判定します。

日程	申請者	都道府県栄養士会	日本栄養士会	頁
2020年 12月	・「認定にかかる審査の実施要項」の確認、申請準備		・「認定にかかる審査の実施要項」の掲載（日本栄養士会雑誌、日本栄養士会HP）	1
2021年 4月5日（月）～ 4月19日（月）	・審査に必要な書類の提出（郵送） ・審査料の振込	・申請書類の確認 ・日本栄養士会へ一括送付	・申請書類の確認：資格審査（書類審査） ・審査料振込の確認	2～ 9
7月中旬予定	・資格審査（書類審査）の結果受理 ・受験票の受領	・資格審査（書類審査）結果リストの受理	・キーワード集の掲載（日本栄養士会HP） ・受験票の発行・送付 ・学会参加証の返却	9
8月29日（日）	一次審査（筆記試験） 4会場（北海道・東京・大阪・福岡）予定			10
9月下旬予定	・一次審査合否の結果受理		・一次審査合否判定（郵送）	11
10月～12月			二次審査（事例報告の考査）	12
2022年 1月下旬予定	・二次審査合否の結果受理		・二次審査合否判定（郵送）	12
2月下旬	・認定登録手続き（認定料の振込）	・認定管理栄養士・認定栄養士の認定者リストの受理	・認定料振込確認 ・認定管理栄養士・認定栄養士の認定、名簿への登録	13
3月31日～	・認定証の受理		・認定証の交付	13
6月予定	・第6回認定管理栄養士・認定栄養士の公表			13
2026年	資格の更新		更新審査	-
→ その後、5年ごとに更新				

3. 審査のための申請資格

認定管理栄養士・認定栄養士の審査を申請する者は、2021年3月末日時点において、次の各項に定める資格をすべて満たしていることが必要です。

※審査申請資格を有していることが確認できない場合、申請を受け付けることはできません。

- ① 日本国の管理栄養士・栄養士の免許を有していること。
- ② 管理栄養士・栄養士としての実務経験が積算5年以上であること。
- ③ 基幹教育において2015年度から2020年度の間、60単位以上の単位を取得していること。
基本研修で30単位（うち必須単位20単位）、実務研修で30単位（臨床栄養分野は40単位）以上の単位を取得していること。
※単位付与を認めた他団体での研修会参加は、実務研修単位に含め、5単位（臨床栄養分野は10単位）を上限とします。
- ④ 受講した研修や日々の業務より、年に5テーマ以上のキャリアシートを作成していること。
※キャリアシートの作成は、2014（平成26）年度から受講された研修等が対象となります。
- ⑤ 申請する分野の「栄養の指導」に関する学会等（地方会、研究会も含む）での発表を1回以上、かつ学会に3回以上参加していること。